

## 第1章 平戸市の概要及び整備活用計画の位置づけ

### 1-1 計画策定の目的と事業展開の方法

#### 1-1-1 計画の目的と位置づけ

##### (1) 目的

ここに示す計画は、重要文化的景観「平戸島の文化的景観」（平成22年2月22日選定、平成22年8月5日追加選定）地域に関する整備活用などの方針について、平戸市文化的景観推進委員会（表1）による指導助言や現地調査の成果をもとに、事務局である平戸市教育委員会文化遺産課が取りまとめたものである。

この計画の目的とするところは、選定後も継続して実施されている重要文化的景観地域における追加調査の成果を踏まえ、整備活用の視点から文化的景観の価値を再編するとともに、整備活用を進めることを通して、景観の保存・保全をも実現する方策を構築することにある。平戸市総合計画や平戸市観光振興の指針など各種計画との連携を図るほか、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産<sup>1)</sup>」（以下「長崎の教会群」という。）の世界遺産登録に向けた動きも取り込みながら、当該地域の社会的発展とこれからの変革のありようを次項（1-1-2）に示す方法により調整を行い、確実な事業実施へと導く必要がある。

しかし、これまで行われてきた文化的景観の価値評価のあり方や守るべき要素の考え方が、複合的かつ複雑であることに加え、農山漁村集落（以下「集落」という。）に埋没した価値ある地域資源は顕著な有形物として景観に現れているとは限らず、地域住民にとってあまりにも日常的なその集落景観の保存・保全のあり方については、現在も継続して議論がなされているところである。議論を難しくしている要因としては、文化的景観が「重層性」や「場所性」、「一体性」などにより評価され、結果として無形の要素を含む集落景観の総体（構造）の保護をうたうことが一般的になりつつある中で、価値評価の仕方と文化財保護法などによる保護の仕組みをうまくリンクさせることができおらず、将来に渡る景観の変容のあり方までを踏まえた保存・保全の手法が未だ確立していないことが挙げられる。また、景観を守ることによってもたらされる地域への効果をより具体的に提示できていないことも問題である。そもそも、集落における資源の保存・保全と活用は一体のものであり、現状変更のコントロールと活用に関する事業を並行して進めなければ、景観を維持していくという目的を達成することはできない。過疎化により衰退が著しい集落においては、美しい棚田や森林だからという理由だけで維持し続けることはできず、いずれ活用できない資源はいらないと地域住民が判断する時が訪れるからである。ただ美しいから、学術的に価値があるからという理由で景観を守ることはできず、また、これら生業に密着した多様性に富む集落景観を画一的な数値基準によるガイドラインでコントロールするこ

<sup>1)</sup>平成19年1月に世界遺産暫定リストへ記載された。平成24年6月に長崎県及び熊本県の教会堂や集落が構成資産として決定され、平戸市からは、田平天主堂のほか、「平戸島の文化的景観」地域の集落が「平戸島の聖地と集落」として選ばれている。

とも難しい。地域にとって重要と思われる小さな石祠や伝統的な形態を示す墓地、石積みなどは、それらを管理してきた仕組みを継続させる必要がその根底にあるからである。

本計画は、地域資源の利活用を図ることで、自ずと保存・保全の仕組みが成り立つ関係を築くことを骨子としている。例えば、文化的景観の価値ある資源を保存・保全しつつ、継続的に活用し、地域を発展させていくエコツアーが実施されれば、そこに組み込まれる小さな石造物や石積みなどの要素も注目されるようになり、結果的に守られ適切に管理されていくからである。地域住民に対し価値観の転換を促すことにより保存・保全を図ろうとしているのである。それまで地域にとって当たり前だったものが実は価値があり、それを守り磨いていくことが地域の経済活動にも結びついていくなれば、必然的に要素は残される。それは生きた文化財であり、今後も地域住民によって維持されていく文化的景観地区においては、ひとつの資源保護の形であるといえる。

集落内における世代間交流や域外からの交流を軸に、まちづくりを進めたいという地域の目標と、文化的資源を保存・保全するということは同義なのである。

(2) 位置づけ

本計画は、平戸市総合計画の基本理念である“ともに支えあっていく協働の精神による市民と行政が一体となったまちづくり”を達成するための施策の中に位置づけられる「平戸島と生月島の文化的景観保存計画」(平戸市教委 2009)に記載される事項<sup>2</sup>を基本としつつ、整備活用の視点からその価値を再編し、保存・保全の手法を示すものである。(図3)

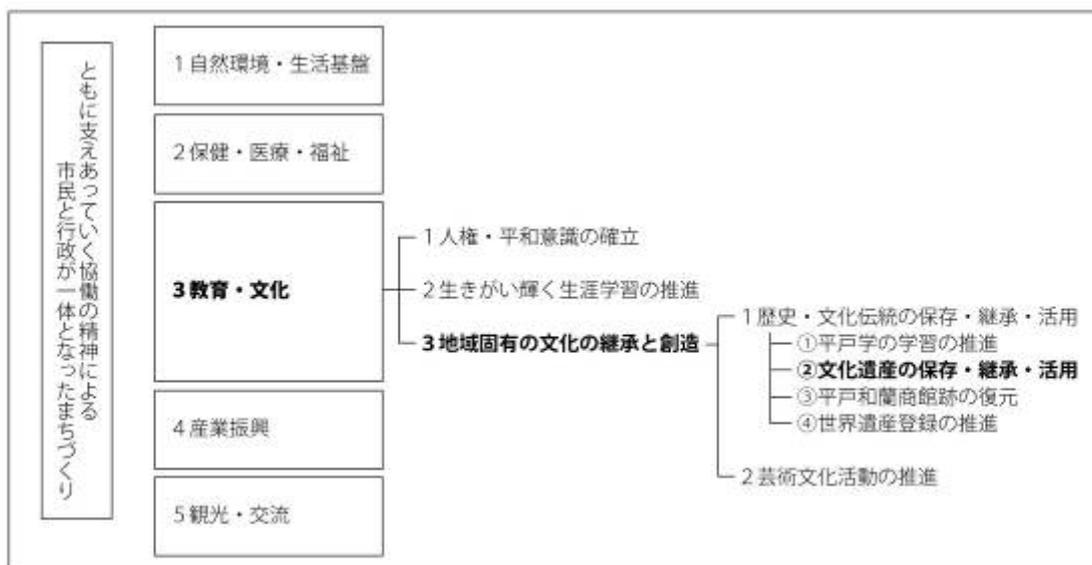


図3 平戸市総合計画施策体系図

文化的景観保護制度は、平戸市の施策の中で、3 教育・文化> 3 地域固有の文化の継承と創造> 1 歴史・文化伝統の保存・継承・活用> ②文化遺産の保存・継承・活用に位置づけられる。

<sup>2</sup> 平戸島と生月島の文化的景観保存計画 (2009) pp.39-55 整備活用に関する考え方や整備の方針、整備活用計画の骨子(案)が示されており、詳細は後に設置される整備活用委員会が策定する計画に拠るものとする記載されている。

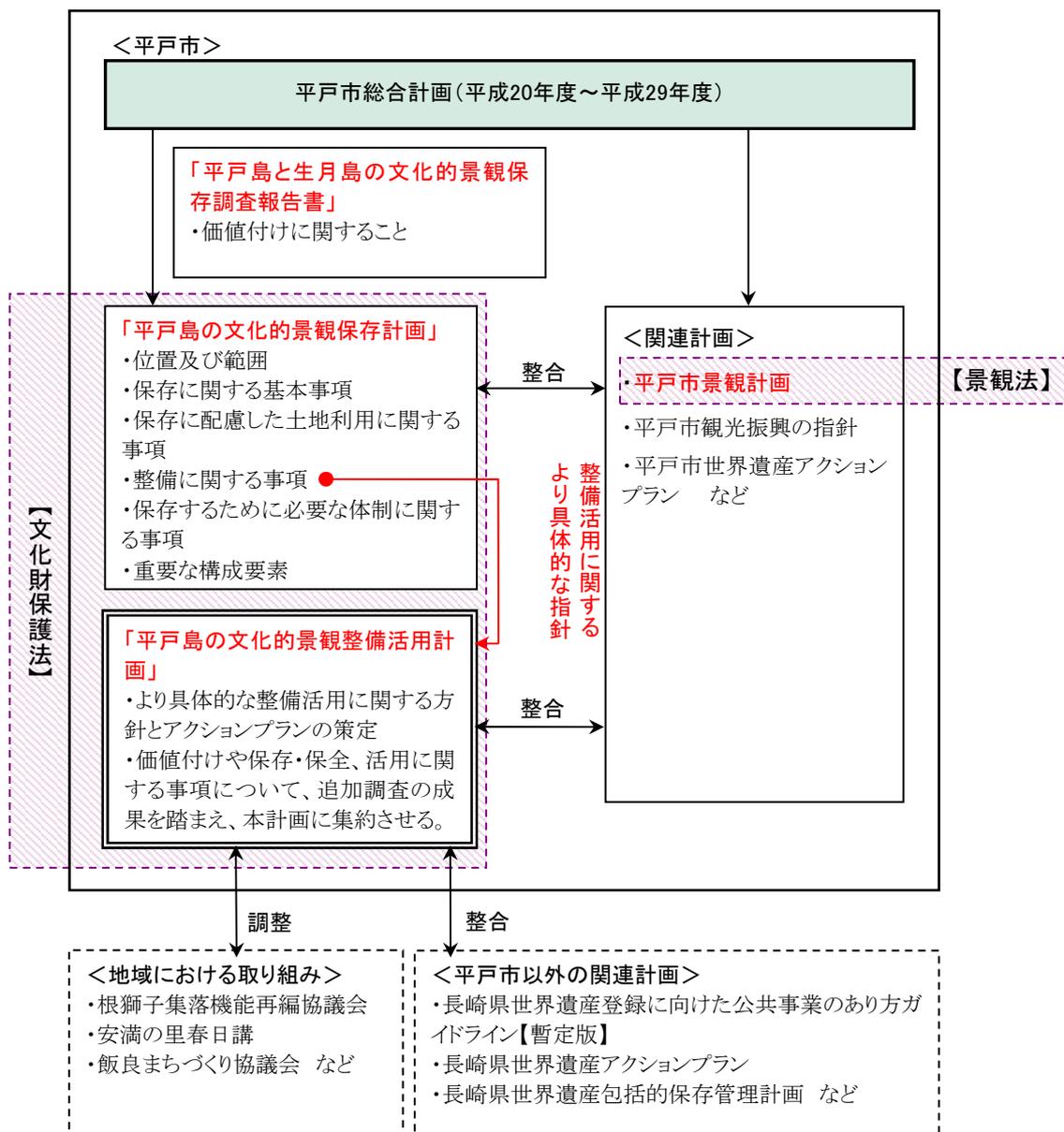


図4 関連計画の位置づけ

本計画と関連計画の相互関係は図4のとおりである。文化的景観保存計画は、平戸市総合計画との関連を示すものの、その根幹は文化財保護法に拠るものであり、安定した制度の運用を図るため、文化財行政の一貫性を保つ必要がある。

これらのモニタリングを行い、適切な指導助言を行うことは文化的景観推進委員会の大きな役割となっており、教育委員会事務局との緊密な連携が必要とされる場所である。

また、重要文化的景観地域の一部は、「長崎の教会群」の構成資産となっていることから、それらの関連計画との整合も図らねばならない。

### 1-1-2 計画の構成と事業の展開

本計画では、『集落の文化的価値をどのように位置づけるか』、『地域資源の有効活用や保存・保全の目標をどのように設定し普及を図るか』、『短期から中長期に至るまでのアクションプランを戦略的に練り上げることができるか』を示している。また、対象となる集落の景観と文化を次世代に引き継ぐために、6つの章（図5）から構成され、主に以下①～⑤の観点で関係機関などと調整を行うこととしている。

- ①重要文化的景観に選定された集落に存在する世界的にも貴重な文化的伝統<sup>3</sup>の再確認を行い、当該地区に残る普遍的価値の顕在化を行う。
- ②関連計画との調整を図り、適切な集落保存・保全のために必要な手段について検討を行う。
- ③地域の潜在的可能性の発掘と、文化的価値を核とした持続可能なまちづくりの方針を検討する。
- ④関係機関や地域住民による計画運用システムを構築する。受け入れに関しては限界値の見極めも行う。
- ⑤短期から中長期計画にいたるまでの戦略的目標と事業実施計画の策定、定期的なモニタリングを実施する。

本計画は、計画対象地域への戦略的な公共投資のあり方を検討するため、詳細分析が進んでいる春日集落をモデルとして全般的な方法論を提示したものであるが、重要文化的景観に選定されている他集落においても同様の作業を進めていく必要がある。

\*

過疎化が進む集落において、我が町の将来像を描くことができない現状に危機感を持つ地域住民は多い。また、主な収入を町外での勤めから得る中において、農業自体の継続も大きな課題となっている。しかし、集落は重要文化的景観の選定や世界遺産の候補になるなど、国レベルの価値を内包しており、今後それらの取り組みの中で交流人口の増加が見込まれている。

文化的景観を保存・保全していくのは地域住民である。しかし住民は文化財としての美しい景観を守ることに興味があるのではなく、美しい景観を守ることで得られる生産物の高付加価値化や交流人口の増加、地域コミュニティの復活などを期待しているのである。集落の文化的・景観的価値の高まりとともに、それらを生かそうとする地域住民の動きは、景観の保存・保全の動きに直結する。地域資源の活用が他地域からの交流を促し、エコツーリズムの理念や手法を通して、自ずと保存・保全の仕組みが成り立つ関係こそが、持続可能な集落景観の維持につながるものであると考えられる。

<sup>3</sup> 「長崎の教会群」の世界遺産登録を推進する長崎県世界遺産学術会議では、東西文化交流の結果としてキリスト教の影響を受け、計画対象地域において生まれた独自の文化の継承のことと定義しており、本書でもそれを使用している。

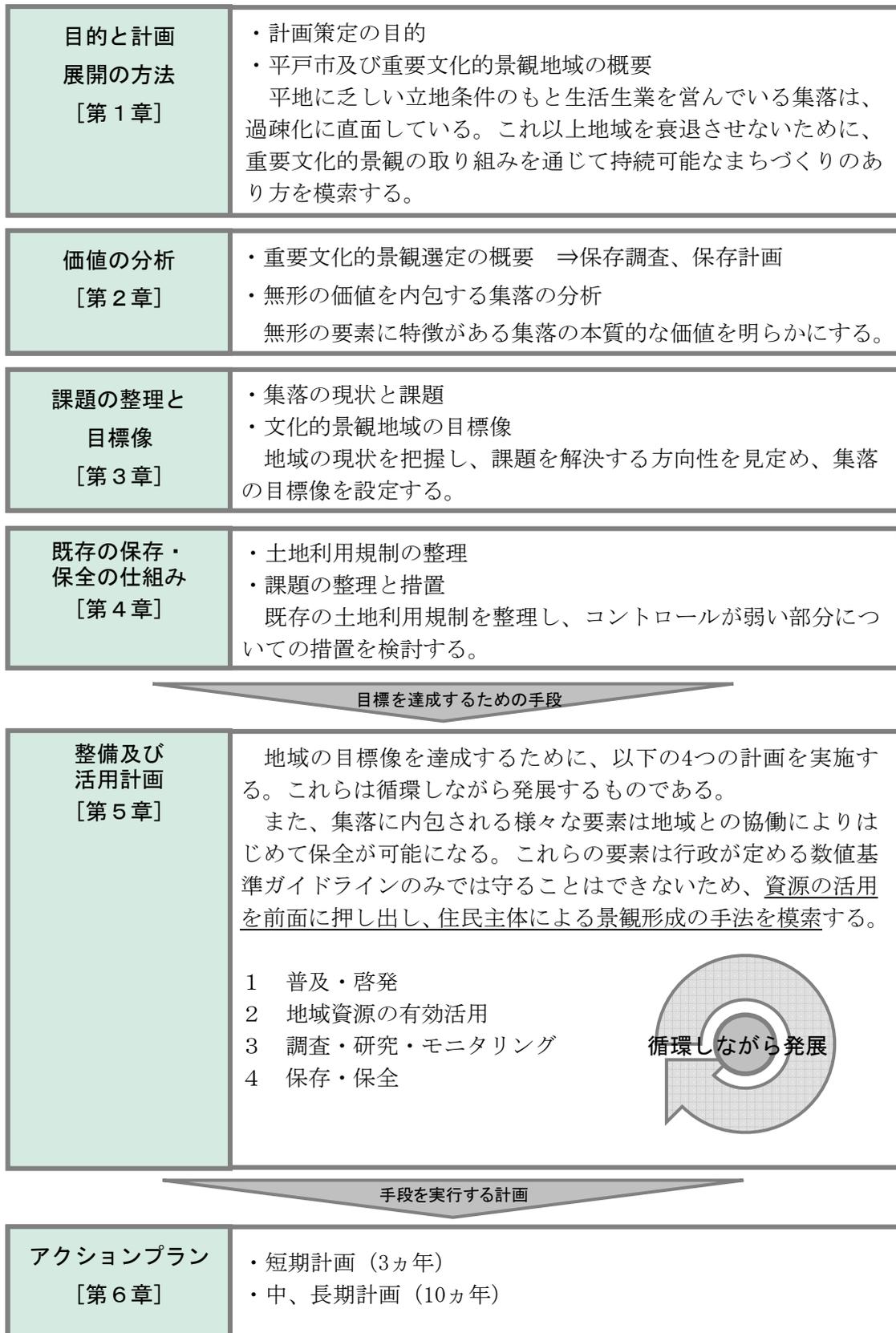


図5 本計画書の構成

本計画は、第1章「目的と計画展開の方法」、第2章「価値の分析」、第3章「課題の整理と目標像」、第4章「既存の保存・保全の仕組み」、第5章「整備及び活用計画」、第6章「アクションプラン」という構成になっている。第5章の計画は以下4項目からなる。これらは互いに密接にかかわり、循環しながら継続的に発展するものである。

◆ 普及・啓発

地域文化の再認識と価値観の転換を図るため、シンポジウムやイベント、地域勉強会を開催し、情報の共有を図るとともに、市内外への情報発信を行う。

◆ 地域資源の有効活用

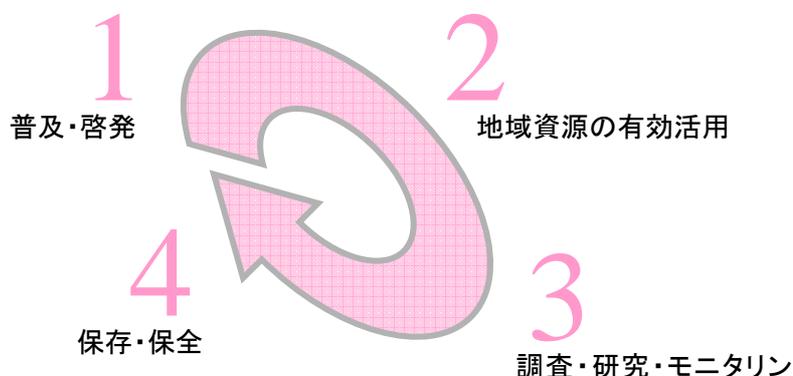
本計画に関連する地域を包括する活用計画を策定する。これは、地域の主要生産分野の社会経済的發展を支えるものであるとともに、地域活動を支える人材育成につながるものである。調査・研究により明確にされた有形無形の価値をどのように保存・保全しながら活用するのか、春日地区をモデルにロードマップにより整理を行う。

◆ 調査・研究・モニタリング

重要文化的景観に選定されるに至った文化的・景観的価値について、必要な調査研究を継続するとともに、本計画が適切に運営されているのか、また、計画策定後に地域がどのように変化しているのかを定期的に把握し、その分析結果を計画へ反映させていかねばならない。

◆ 保存・保全

公共事業及び集落修景・整備に関するガイドライン及び事業調整フローを示す。また、春日地区をモデルとして修景・整備の指針を作成する。このモデル地区で検討された手法は、他の文化的景観地区にも応用される。



**活用を軸に、保存・保全を図る。(循環的な保存・保全の仕組み)**

本計画は、平戸市文化的景観推進委員会（表1）により検討を重ね策定されたものである。この委員会は、平成22年8月11日に設置されたもので、これまでに実施してきた文化的景観保存調査や保存計画との整合性を図り、文化的景観地域の価値を、持続的に保存・保全、継承できる計画になるよう留意した。平成23年度においては、(株)エスティ環境設計研究所に事業の一部を委託した。

表1 平戸市文化的景観推進委員会名簿

	氏名	役職等	専門
委員長	下村 彰男	東京大学教授	造園、 観光・レクリエーション計画
副委員長	吉居 秀樹	長崎県立大学教授	公法(行政法)
委員	大森 洋子	久留米工業大学教授	建築
〃	立平 進	長崎国際大学教授（平成25年3月まで） 長崎国際大学特任教授（平成25年4月から）	民俗
〃	仲間 浩一	九州工業大学教授（平成24年3月まで） 九州工業大学非常勤講師、トレイルボックス（平成24年4月から）	地域計画、 景観デザイン
〃	西山 徳明	北海道大学教授	都市計画、 ツーリズム
〃	真板 昭夫	京都嵯峨芸術大学教授	地域計画、 観光デザイン

※委員は五十音順

#### 指導、オブザーバー

	氏名	役職等
オブザーバー	井上 典子	文化庁記念物課文化財調査官 （平成23年9月まで）
〃	市原 富士夫	文化庁記念物課文化財調査官 （平成23年10月から）
〃	小林 利彦	長崎県教育庁学芸文化課文化財保護主事 （平成25年3月まで）
〃	松尾 俊幸	長崎県教育庁学芸文化課文化財保護主事 （平成25年4月から）

本計画は、当該地域に関係する機関や住民が、同一の目標に到達するために、絶えず取り組みに参加し事業を実施するとともに、継続的なモニタリングを推し進めるものである。これらの状況は、定期的開催される平戸市文化的景観推進委員会（後には民間団体を含む協議会を設置することも考えられる。）によって把握・整理され、さまざまな事業や調整は合意の下に行われるものである。

本計画書とは別に、別冊として景観データベースが整備されており、データベースは常に更新され、情報の蓄積を行っていくものである。



平戸市文化的景観推進委員会の様子



文化的景観推進委員 現地調査（春日町）



文化的景観推進委員現地調査（春日町）



文化庁文化財調査官による現地視察・指導助言（根獅子町）

## 1-2 平戸市及び重要文化的景観地域の概要

### 1-2-1 位置

平戸市は、九州の西、長崎県の北西端に位置し、平戸島・生月島・的山大島・度島・高島の有人島及び九州本土北西部に位置する田平と周辺の多数の島々で構成されている。

平戸島は、田平と平戸大橋により、生月島は、平戸島と生月大橋で結ばれている。的山大島・度島・高島は離島であり、交通手段は船舶のみである。

面積は235.6km<sup>2</sup>で、山は安満岳の534.6mが最も高く、河川は総じて短小であり、神曾根川の9.3kmが最長である。平坦地は少なく、起伏の多い地形で、海岸線は各所に岬が突出し、特に西海岸では海蝕崖が発達している。平戸島・生月島の西海岸を中心に、本市の約20%が西海国立公園に指定されている。

また、入り組んだ海岸線を持っているため、湾が多く、地方港湾は平戸港をはじめ6港、56条港湾が紐差港をはじめ7港、漁港は大小33港にも及んでおり、日本有数の漁港数を有している。(図6)

気候は、周囲のほとんどが海に囲まれており、対馬暖流と季節風の影響を受け、海洋性の温暖な気候で、通年の平均気温は16~17℃、年間平均降水量は2,000mm前後である。

重要文化的景観「平戸島の文化的景観」は、安満岳を中心に平戸島の東西の海岸に分布する。現在、平戸島西海岸地域は南北に走る県道1本が主要な道路として利用されている。同地域は、江戸中期から近代にかけては、船を主要な移動手段として生月島の漁業(捕鯨など)を中心とした一つの経済圏を成していたと考えられる。



図6 平戸市位置図

### 1-2-2 沿革

平戸市の歴史は古く、約9万年前の日本最古級といわれる中期旧石器類が発見された入口遺跡や長崎県本土では数少ない大和政権とのつながりを示す前方後円墳が2基残っているなど、古い時代から人々の営みがあったことがうかがえる。また、古代から海外に向け開かれた古都であり、飛鳥時代から遣隋使、遣唐使の寄港地として知られ、大航海時代にはアジアやヨーロッパなど大陸交流の玄関口として栄え、16世紀にはポルトガル船が来航し、17世紀前半には、オランダやイギリスの商館が設置されるなど、南蛮文化やキリスト教伝来の地として繁栄を極めた。

江戸時代後期には、益富組、井元氏鯨組など西海捕鯨の中心地として栄え、特に益富組は日本一の規模を誇った。

明治4年の廃藩置県後、平戸の各地区は市制、町村制施行などによりそれぞれ変遷を重ね、平成17年10月1日に現在の平戸市となった。(図7)

文化的景観地区の集落をみると、平戸松浦氏の家臣籠手田氏の領土であった獅子・春日・飯良は1550年代後半、一部氏領の根獅子は1560年代前半からイエズス会の宣教師書簡にその名がみえる。江戸時代には下方村と呼ばれ、明治時代には獅子村となり、昭和30年の市町村合併で現在の行政区となった。(その後、平成17年に1市2町1村が合併)

### 1-2-3 人口構造、産業構造

平戸市の総人口は、38,389人(平成17年国勢調査)で、長崎県内23市町中11位、また、都市部では13市中10位の人口規模である。昭和30年と比較すると、32,655人(46%)の減少と半減しており、慢性的な人口減少が続いている。(図8)

年齢別人口構成比の推移(図9)をみると、年少人口(0歳~14歳)と生産年齢人口(15歳~64歳)はともに減少しているのに比べ、老年人口(65歳以上)は増加している。老年人口割合は、昭和35年に高齢化社会といわれる7%を超え、昭和60年に高齢社会とされる14%を超えた。また、平成7年には初めて老年人口が年少人口を上回り、平成17年では老年人口割合は29.8%となり、全国平均と比較すると9.7ポイント高くなっている。

人口総数、年少人口、生産年齢人口が減少する中、老年人口は増加し、少子高齢化がさらに進んでいる。

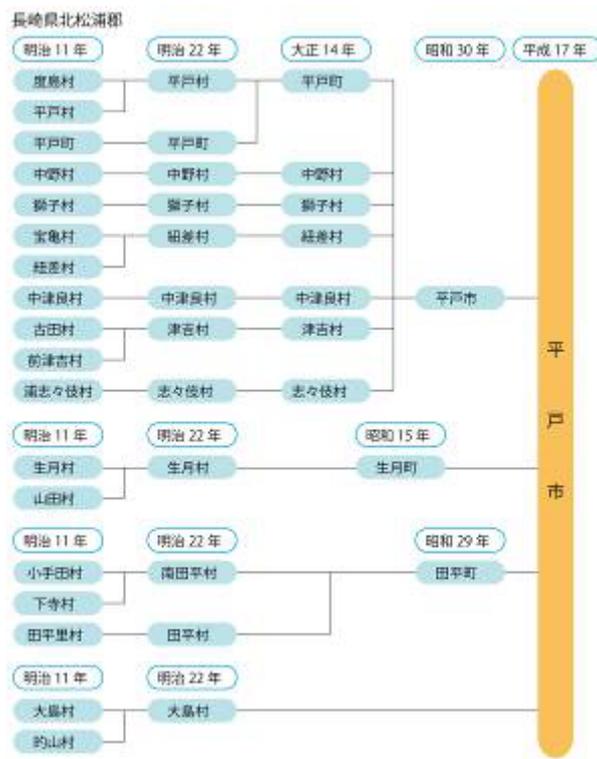


図7 行政区の変遷図

世帯数は、人口と比較すると若干の増減はあるもののほぼ横ばいの状態で推移している。また、1世帯当たりの平均世帯人員は、昭和30年の5.4人に対し、平成17年は約半分の2.8人となり、核家族化が進行している。

人口構造の推移をみると、特に大学進学などの世代である20歳～24歳の若者の流出が著しく、少子化、青壮年層の減少に連動していると考えられる。

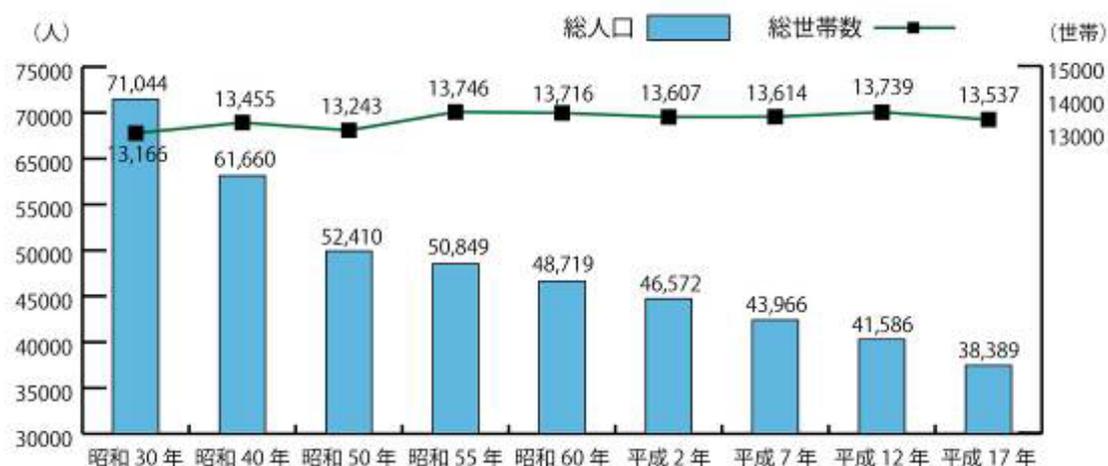


図8 総人口、総世帯数の推移（資料：国勢調査）

就業者総数は、人口減少とあいまって年々減少している。昭和30年には32,703人だったが、平成17年には17,721人となり45.8%の減少率となっている。

産業別就業者割合の推移（図10）をみると、第1次産業の就業者割合が減少し、第2次産業、第3次産業の就業者割合が増加している。特に第3次産業の就業者割合は大幅に増加し、経済のソフト化・サービス化が振興しつつあることが分かる。

平成17年における産業別就業者の割合は、第1次産業では、農業（2,318人、就業者総数に占める割合は13.1%、県内13市中6位）、と漁業（1,769人、就業者総数に占める割合は10.0%、県内13市中2位）が多くを占め、第2次産業では建設業（1,908人、10.8%）と製造業（1,272人、7.2%）、第3次産業では卸売・小売業（2,583人、14.6%）、医療・福祉（2,177人、12.3%）が多くを占めている。

農業就業者のうち高齢者数は1,286人、高齢化率は55.5%（県内13市中3位）と半数以上が高齢者である。また、漁業就業者のうち高齢者数は314人、高齢化率は17.8%（県内13市中12位）で、高齢化はそれほど進んでいないものの、50歳～64歳が655人おり、今後高齢化が急速に進展すると思われる。

文化的景観地区の春日町では、17世帯67人（聞き取り調査）が生活を営んでおり、就業状況をみると専業農家2世帯、兼業農家12世帯（他へ勤め6、漁業3、酪農2、酪農・漁業1）、漁業1世帯、無職（畑のみ）2世帯となっている。高齢化率は15%であり、高齢化はそれほど進んでいないが、49歳以下の人数が少ないことから、今後高齢化が急速に進む

と推測される。

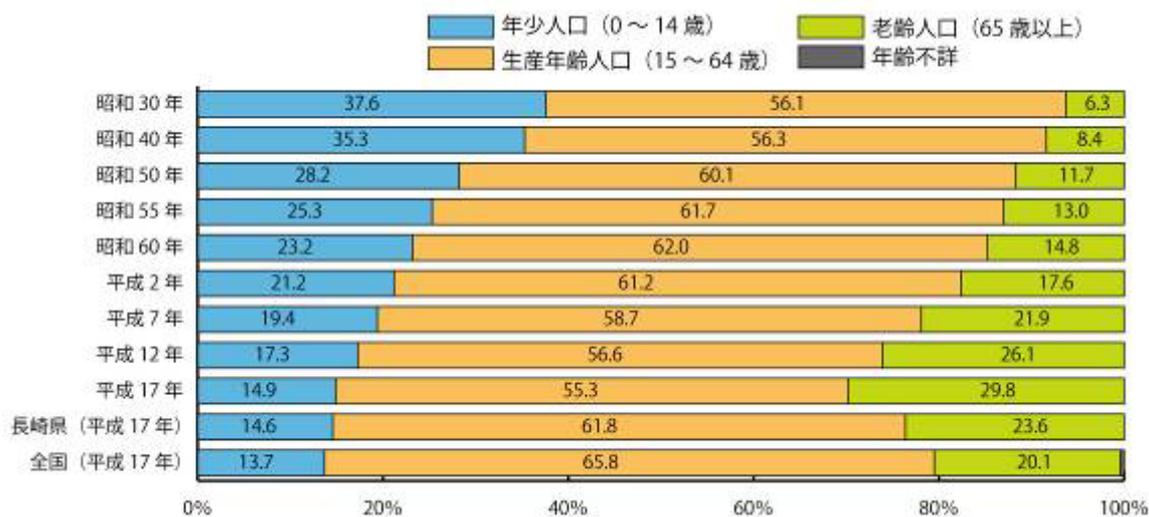


図9 年齢3区分別人口構成比の推移図 (資料：国勢調査)

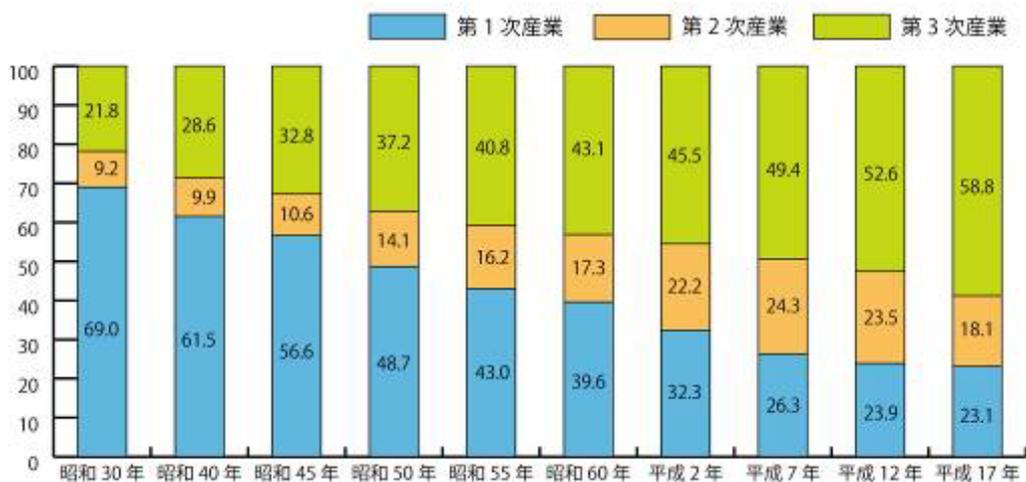


図10 産業別就業割合の推移図 (資料：国勢調査)

#### 1-2-4 平戸市の文化財及び文化観光推進の状況

##### (1) 平戸市の文化財

平戸市には先人たちが守ってきた豊かな自然に加えて、原始・古代から中国・朝鮮半島とのつながりや大航海時代のヨーロッパ諸国との交流を示す史跡など、数多くの歴史的遺産が存在(表2)している。また、世代を重ねて伝えられた祭り、行事、民俗芸能など多彩な文化的資源を有している。

表2 指定文化財集計表（平成25年7月1日現在）

※伝建：伝統的建造物群、重伝建：重要伝統的建造物群保存地区、文景：文化的景観、重文景：重要文化的景観

区分	有形文化財									民俗文化財			記念物			伝建	文景	計		
	建造物	彫刻	絵画	工芸	書跡・典籍	古文書	考古資料	歴史資料	小計	有形	無形	小計	史跡	名勝	天然記念物	小計	重伝建		重文景	
国	指定	2	0	1	2	0	0	0	0	5	0	2	2	1	答申	3	5	0	0	12
	選定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
	選択	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2
県指定	4	5	6	9	1	5	2	3	35	2	3	5	10	0	11	21	0	0	61	
市指定	1	9	0	6	4	0	6	0	26	18	13	31	30	0	13	43	0	0	100	
登録	24	0	0	0	0	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	
計	31	14	7	17	5	5	8	3	90	20	20	40	41	1	27	69	1	1	201	

市内には175件の指定文化財と21件の登録文化財、329箇所の埋蔵文化財包蔵地があり、地区別にみると表3のとおりである。

表3 指定文化財等地区別集計表（平成25年7月1日現在）

区分	旧平戸市	旧生月町	旧田平町	旧大島村	計
指定文化財	82	17	17	61	177
国	指定	11		1	12
	選定	1			2
	選択		1		2
	県指定	49	2	9	1
市町村指定	21	14	7	58	100
国登録文化財	18	4	2		24
埋蔵文化財	236	6	49	38	329

## （2）文化観光の推進

平成24年平戸市観光統計（平戸市2012）によれば、平戸市を訪れる観光客の概要は以下のとおりとなっている。

- ・平戸市における観光客数は約170万人（表4）であり、その多くが平戸地区を訪れている。特に平戸港を中心とした城下町地区は、観光施設や宿泊施設などが集中しており、また、各地域への結節点となっていることから、平戸観光を行う際の拠点となっている。
- ・年間観光客数の多くを日帰り観光客が占めている（表5）ことから、その目的はドライブ中心の観光スタイル、または大型バス観光の通過点となっていることが推測される。
- ・来訪者の多くは、福岡県（約25.6%）や長崎市（約14.9%）ほか九州各県で約半数を占めているが、関東（約17.8%）、近畿（約11.7%）など都市圏も目立つ。
- ・年齢層は男女とも60代が多く、50代以上が半数以上を占めている。

- ・来訪の目的の約7割は観光である。平成23年平戸市観光統計(2011)までは、平戸に期待したものとして男女とも「自然・景観」、「史跡・文化財」、「温泉」などで半数以上を占め続けていたが、平成24年の統計では、「資料館・博物館」、「釣り」、「民芸品・特産品」の割合が急増している。釣り客がよく利用するホテルの改築や、平戸オランダ商館開館の影響などが考えられるが、今後も慎重な分析が必要である。
- ・平戸に期待したものの評価は、男女とも約6割が「満足」、約3割が「まあまあ」となっており、約9割がおおむね良かったと回答している。
- ・修学旅行については、その形態が従来の散策型から体験型へと変化しており、約7割を占める。
- ・観光客数が微増する中で、松浦史料博物館及び博物館島の館の入場者数は減少している。
- ・外国人観光客は、韓国・台湾の合計で約8割以上を占めている。
- ・福岡方面からのアクセス改善のために、民間事業所が会員制直通バスを運行している。当初の平戸・福岡間だけでなく、大分県や熊本県などへのルートも新設された。

表4 平成24年観光客の動向

	人 数	増 減
観光客数	1,700,764 人	3.0% 約4万9千人の増
宿泊客数	250,848 人	9.9% 約2万3千人の増
宿泊客延べ滞在数	376,273 人	9.9% 約3万4千人の増
日帰り客数	1,324,491 人	1.2% 約1万5千人の増
観光消費額	99億7千万	6.0% 約5億7千万円の増
観光施設入館者数	239,708 人	15.6% 約5万3千人の増
修学旅行客数	79校 11,752 人	22.0% 14校 2,122 人の増

表5 地区別観光客数

	平戸地区	生月地区	田平地区	大島地区	合計
観光客数	1,252,572 人 (1.7%)	278,759 人 (0.8%)	159,824 人 (18.5%)	11,609 人 (9.4%)	1,700,764 人 (3.0%)
日帰り客数	940,261 人 (0.5%)	270,341 人 (0.4%)	107,229 人 (10.2%)	6,660 人 (4.6%)	1,324,491 人 (1.2%)
観光消費額	8,052 百万円 (3.7%)	654 百万円 (6.1%)	1,155 百万円 (24.8%)	114 百万円 (△16.3%)	9,975 百万円 (6.0%)

ここ数年間の観光統計の結果から、観光客が平戸観光に期待するものは、歴史や文化（文化財）、自然景観、食である。平戸市はこれまで「歴史」、「祈り」、「恵み」をテーマに歴史や文化（文化財）を中心に観光施策を推進してきたが、大型バスで乗り付ける団体観光型からマイカーで巡る個人観光型へ推移しつつある現状の中で、今後は過疎が進む文化

的景観地域において世界遺産などをキーワードに文化観光を推進し、地域間の連携を強化しながら互いに相乗効果の見込める施策を図っていく必要がある。

#### 1-2-5 地域内における景観維持管理の状況

本計画を確実に実施するためには、この地域にかかわるあらゆる機関と地域住民における情報共有、相互協力が不可欠であり、より多くの市民などが計画に参加できる体制づくりが肝要である。

当該地域の景観の管理について、制度上義務を負う公共機関は以下のとおりである。これらの機関は様々な法的根拠に基づき保存管理を行うものである。

- ・平戸市（景観法：平戸市景観計画、文化財保護法：文化的景観保存計画）
- ・長崎県（文化財保護法：埋蔵文化財、指定文化財）
- ・文化庁（文化財保護法：重要文化的景観）
- ・環境省（自然保護法：西海国立公園）

より集落レベルでは、住民主体の組織、または個別の建造物等管理者の管理の下におかれることになる。

- ・根獅子集落機能再編協議会（根獅子町：平成19年発足）
- ・安満の里 春日講（春日町：平成23年発足）
- ・飯良まちづくり協議会（飯良町：平成23年発足）
- ・長崎県カトリック大司教区、宝亀小教区

#### 1-2-6 学術研究の状況

文化的景観地区の調査研究を行う機関は以下のとおりである。

- ・平戸市文化的景観推進委員会
- ・平戸市教育委員会
- ・松浦史料博物館、博物館島の館などの学芸員を有する博物館
- ・長崎県世界遺産登録推進室 など

重要文化的景観地区について有形・無形の調査を継続し価値付けを深めるとともに、価値付けと保存・保全の方法が明確になった集落については、重要文化的景観の追加選定を目指すこととする。

#### 参考文献

- 1) 奈良文化財研究所（2012）『文化的景観研究集会（第4回）報告書』
- 2) 平戸市（2008）『平戸市総合計画』
- 3) 平戸市（2011）『平戸市観光統計』
- 4) 平戸市教育委員会（2009）『平戸島と生月島の文化的景観保存計画』
- 5) 文化庁文化財部監修（2012）『月刊文化財 590号』,第一法規株式会社